

公立大学法人岩手県立大学と矢巾町との包括的連携に関する協定書

公立大学法人岩手県立大学（以下、「甲」という。）と矢巾町（以下、「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、地域の発展と大学における教育・研究活動の推進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携、協力する。

- (1) 健康・福祉に関すること
- (2) まちづくり・コミュニティに関すること
- (3) 環境保全・共生に関すること
- (4) I C T 活用・地域情報化に関すること
- (5) 地方創生に関すること
- (6) 教育・人材育成に関すること
- (7) 学術研究に関すること
- (8) その他両者が協議して必要と認める事項

2 前項の推進のための方策等については、必要に応じて別途定める。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、相手方の依頼により、本協定に基づき行われる学術研究に要する情報又は資料について、無償による提供又は開示に努めるものとする。

2 本協定に基づき、甲及び乙が知りえた情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、この協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項については、両者が協議し決定する。

この協定の証として本書を2通作成し、各自1通を所持するものとする。

令和3年7月27日

甲 公立大学法人
岩手県立大学 学長

乙 矢巾町
矢巾町長

鈴木厚人

高橋昌造